

# 山梨県公報

第二千二百八十八号

平成二十四年

十二月二十七日

木曜日

## 目次

山梨県条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………七二七

山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………七二七

保安林の指定の予定……………七二九

保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………七三〇

道路の供用開始……………七三〇

## 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………七三一

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七三一

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………七三一

大規模小売店舗の新設に関する届出(三件)……………七三二

換地処分の実施……………七三四

公共測量の実施……………七三四

開発行為に関する工事の完了について……………七三五

教育委員会……………七三五

落札者の決定について……………七三五

## 告 示

### 山梨県告示第四百五十三号

山梨県条例に基づく地方バス路線の指定(平成二十三年山梨県告示第五百六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

表中十一の項を削り、十の項を十一の項とし、一の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項として次の一項を加える。

一 甲府駅、野牛島、旭入口

甲府駅

野牛島

御勅使(旭入口)

表十二の項を次のように改める。

十一 敷島(菅)～中央病院、旭入口

敷島営業所

中央病院

御勅使(旭入口)

表中十五の項を削り、十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次の一項を加える。

十四 小笠原下仲町、西野、中央病院

小笠原下仲町

西野

中央病院

表中十六の項を削り、十七の項を十六の項とし、十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とする。

表二十の項主な経由地の欄中「お宮橋 内野」を「お宮橋」に改め、同項終点の欄中「富士山駅」を「内野」に改め、同項を十九の項とし、二十一の項から二十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 山梨県告示第四百五十四号

山梨県条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

本則中「山梨県条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則(平成二十三年山梨県規則第二十八号)附則第二項の規定によりその例によることとされる同規則第一条による改正後の」を削る。

一の表に次のように加える。

三百二十五	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨県果樹園芸会	山梨市江曾原二〇四番地
三百二十六	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨青年会議所	山梨市万力一八三〇番地
三百二十七	平成二十四年	公益社団法人峡中広	甲斐市篠原二六四番地三

三百二十八	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人峡北広域シルバー人材センター	斐崎市若宮一丁目一〇番一九号
三百二十九	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター	甲州市塩山下於曾一七〇四番地
三百三十	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人東部広域シルバー人材センター	大月市大月町花咲一〇番地
三百三十一	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人峡南広域シルバー人材センター	南巨摩郡富士川町鯉沢六五五番地八
三百三十二	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人笛吹市シルバー人材センター	笛吹市一宮町末木八〇七番地六
三百三十三	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨県栄養士会	甲府市酒折一丁目一番一〇号
三百三十四	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会	甲府市飯田三丁目三番一八号
三百三十五	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人甲府市シルバー人材センター	甲府市幸町一四番地六
三百三十六	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人南アルプス市シルバー人材センター	南アルプス市飯野二八二五番地

三百三十七	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センター	富士吉田市下吉田一八七七番地
三百三十八	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨鈴木助成事業財団	甲府市丸の内一丁目六番一〇号
三百三十九	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団	笛吹市石和町広瀬六二六番地一
三百四十	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨県看護協会	甲府市東光寺二丁目二五番一〇号
三百四十一	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県体育協会	甲府市小瀬町八四〇番地
三百四十二	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人南アルプス市体育協会	南アルプス市桃園一六〇〇番地
三百四十三	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人リヴィーズ	甲府市和田町二九六八番地
三百四十四	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人小佐野記念財団	甲府市丸の内一丁目六番一〇号
三百四十五	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨文化財研究所	笛吹市石和町四日市場字大剣一五六番地二
三百四十六	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人山梨県獣医師会	甲府市相生二丁目二五番一二号
三百四十七	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人甲府市薬剤師会	甲府市幸町一四番地六
三百四十八	平成二十四年十一月三十日	公益社団法人大日法人会	都留市田野倉二二番地一

三百四十九	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人やまなし文化学習協会	甲府市朝氣一丁目二番二号
三百五十	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県馬事振興センター	北杜市小淵沢町一〇〇六〇番地三
三百五十一	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人やまなみ文化基金	甲府市丸の内一丁目六番一号
三百五十二	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県市町村振興協会	甲府市蓬沢一丁目一五番三五号
三百五十三	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人つるしんふるさと文化育英基金	富士吉田市下吉田二丁目一九番一一号
三百五十四	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨科学アカデミー	甲府市丸の内一丁目六番一号
三百五十五	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨法人会	山梨市中村八三四番地五
三百五十六	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター	甲府市南口町四番地八
三百五十七	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人鯉沢法人会	南巨摩郡富士川町鯉沢一〇八五番地一
三百五十八	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県学校給食会	甲府市中村町六番地六
三百五十九	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人しんきん育英会	甲府市丸の内二丁目一七番六号 甲府信用金庫本店内
三百六十	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県畜産協会	甲府市里吉三丁目九番一号

三百六十一	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県整骨師会	甲府市中央四丁目二番二号 甲府法人会館内
三百六十二	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人富士吉田体育協会	富士吉田市上吉田六二〇〇番地
三百六十三	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑四一七番地
三百六十四	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人三生会	上野原市上野原一一八五番地
三百六十五	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人清春白樺美術館財団	北杜市長坂町中丸四五六一番地
三百六十六	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人山梨県建設技術センター	甲府市酒折一丁目二〇七五番地二
三百六十七	平成二十四年十一月三十日	公益財団法人北杜市農業振興公社	北杜市明野町上手五二一九番地一
三百六十八	平成二十四年十一月三十日	社会福祉法人燦生福祉会	韮崎市富士見二丁目一八〇五番地三
三百六十九	平成二十四年十一月三十日	社会福祉法人子育て・発達の里	甲斐市島上条一四四一番地
三百七十	平成二十四年十一月三十日	社会福祉法人このはな	笛吹市一宮町一ノ宮九六四番地一
三百七十一	平成二十四年十一月三十日	社会福祉法人俊遊会	富士吉田市上吉田七丁目七番一号

山梨県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市高根町下黒沢字打越二九一五の一、二九一六、二九一八、二九一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字打越二九一五の一・二九一六・二九一八・二九一九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

山梨県告示第四百五十五号の二

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笛吹市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

山梨県告示第四百五十五号の三

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

笛吹市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

山梨県告示第四百五十五号の四

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年一月二十四日まで一般の縦覧に

供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日向宿線	南巨摩郡南部町万沢字向神田三三九八番の二地先から南巨摩郡南部町万沢字向神田三四四五番の九地先まで	六一・〇	平成二十四年十二月二十七日

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十二月十四日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人上野原インフォメーション
- 代表者の氏名 野崎 忠
- 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市上野原三千二百三十五番地の二
- 定款に記載された目的  
この法人は、上野原市と近隣地域に対して、情報技術に関する事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十四年十二月十八日から平成二十五年二月十七日まで

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十二月十八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 名称 特定非営利活動法人実相会
- 代表者の氏名 國守清響
- 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市天狗沢九十二番地一
- 定款に記載された目的

この法人は、日本文化がその地域の交流の中で学んできた東洋、なかんずく東アジアの先哲の教えを根幹の一つとし、この山梨の特性を含む、日本文化を形成してきたその歴史、芸術の伝統を学びつつ、人生を如何に生きるべきかの知見を磨き、世界のために羽ばたく人材を育成し、もって、世界中の人々の平和と幸福な生活のために寄与することを目的とする。

- 縦覧期間 平成二十四年十二月十九日から平成二十五年二月十八日まで

### ● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により笛吹市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年一月二十七日まで縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 イオン石和店
- 所在地 山梨県笛吹市石和町松本字塚越二百二十二番一
- 届出の内容及び公告日
- 内容 変更
- 公告日 平成二十四年七月三十日
- 意見の概要
- 廃棄物減量化及びリサイクルへの積極的な取組

- 2 騒音問題への対策の実施
- 3 廃棄物等の適切な保管及び処理

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により昭和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年一月二十七日まで縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 イオンモール甲府昭和
  - 2 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一街区
- 二 届出の内容及び公告日

- 1 内容 変更
- 2 公告日 平成二十四年七月三十日
- 三 意見の概要
  - 1 交差点の渋滞解消のための来退店経路の設定
  - 2 歩行者の通行の利便の確保

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年四月二十七日まで縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者
  - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫
  - 2 住所  
千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ケーヨーデイツー向町店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市向町百八十七番地外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - (一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫
  - (二) 住所 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年六月十三日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千八百四十五平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百三十二台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百二台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 百二平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 三十六立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前九時
    - (2) 閉店時刻 午後八時
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後八時三十分まで
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (1) 数 四箇所
    - (2) 位置 届出の図面のとおり

- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十四年十月十二日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年四月二十七日まで縦覧に供する。  
平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
代表取締役 一宮忠男

2 住所

群馬県高崎市栄町一番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(一) 名称 テックランド向町店  
(二) 所在地 山梨県甲府市向町百五十三番地外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
代表取締役 一宮忠男  
(二) 住所 群馬県高崎市栄町一番一号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年六月二十七日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二千九百四十八平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 収容台数 百二十台
- (二) 駐車場の位置及び収容台数  
(1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 収容台数 二十八台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積  
(1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 面積 百四十平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(1) 位置 届出の図面のとおり  
(2) 容量 九十立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(1) 開店時刻 午前九時  
(2) 閉店時刻 午後九時四十五分  
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで  
(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(1) 数 三箇所  
(2) 位置 届出の図面のとおり  
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前八時から午後九時まで
- 三 届出年月日  
平成二十四年十月二十六日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年四月二十七日まで縦覧に供する。  
平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄  
住所

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 (仮称) 二トリ富士吉田店

(二) 所在地 山梨県富士吉田市下吉田二千五百一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社二トリ 代表取締役 似鳥昭雄

(二) 住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年七月十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千七百二十五平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 七十台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十八台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百五十四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 三十五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
---------	------	------

株式会社二トリ

午前九時

午後九時

その他(未定)

二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場①

午前八時三十分から午後九時三十分まで

駐車場②

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①

午前六時から午後十時まで

荷さばき施設②

二十四時間

三 届出年月日

平成二十四年十一月十六日

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(日川右岸地区休息工区)の換地処分を平成二十四年十二月二十日実施した。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事

横

内

正

明

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十二月十四日付けで山梨県峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事

横

内

正

明

- 一 作業種類 公共測量(数値図化)
- 二 作業期間 平成二十四年十一月五日から平成二十五年三月十五日まで
- 三 作業地域 西八代郡市川三郷町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
北杜市小淵沢町字棒道下一〇〇六〇の九四二の一部、一〇二二一の一、一〇二二二の一、一〇二二二の二、一〇二二二の三、一〇二二二の四、一〇二二二の五、一〇二二二の六、一〇二二二の七、一〇二二二の八、一〇二二二の九、一〇二二二の一〇、一〇二二二の一〇の二、一〇二二二の一〇の三、一〇二二二の一〇の四、一〇二二二の一〇の五、一〇二二二の一〇の六、一〇二二二の一〇の七、一〇二二二の一〇の八、一〇二二二の一〇の九、一〇二二二の一〇の一〇、一〇二二二の一〇の一〇の二、一〇二二二の一〇の一〇の三、一〇二二二の一〇の一〇の四、一〇二二二の一〇の一〇の五、一〇二二二の一〇の一〇の六、一〇二二二の一〇の一〇の七、一〇二二二の一〇の一〇の八、一〇二二二の一〇の一〇の九、一〇二二二の一〇の一〇の一〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北杜市小淵沢町一万二百二十一番地 株式会社シミックバイオリサーチセンター

代表取締役社長 齋藤 明美

## 教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県教育委員会委員長 瀧 田 武 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

県立学校教育情報化推進事業用パソコン等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県教育庁高校教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年十二月五日

四 落札者の氏名及び住所

東京センチュリーリース株式会社 東京都立川市錦町三丁目二番三十号

五 落札金額

四億千七百二十四万九千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年十月二十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番